

令和7年度第2回（通算第20回）鶴岡市上下水道事業経営審議会（会議議事録）

○日時

令和8年2月2日（月）午後1時30分～午後4時00分

○会場

鶴岡市ごみ焼却施設「つるおかエコファイア」3階 研修室

○次第

（委嘱状交付）

- 1 開会
- 2 上下水道部長あいさつ
- 3 協議
 - （1）下水道等使用料について
 - （2）その他
- 4 その他
- 5 閉会

○出席者

委員：17名中12名（欠席5名）

事務局：上下水道部長・総務課長・水道課長・下水道課長・下水道課主幹兼浄化センター所長・総務課付広域連携推進主幹・総務課長補佐・総務課総務主査・水道課施設主査・総務課総務係長・同課経営企画係長

○公開・非公開

公開

○傍聴者の人数

2人

1 開会

2 上下水道部長あいさつ

・要旨

前回の審議会の冒頭でも申し上げましたが、上下水道事業においては、人口減少に伴う料金・使用料の減少への対応、施設の老朽化対策、人材確保、災害対応強化などの課題があります。

水道事業に関しては、本市、酒田市、庄内町の2市1町の水道事業を統合し、庄内広域水道企業団として4月1日に事業開始するまで、あと2か月となりました。明後日2月4日には、2市1町の議会からそれぞれ選出された企業団議会議員による初議会を開催し、企業団の各種条例等の制定、令和8年度予算等についてご審議いただく予定です。

一方、下水道事業に関しては、未普及地域の解消に向けて面整備を進めています。前回の審議会において下水道等使用料の見直しについて諮問をいたしました。今回は具体的な見直しの案を、見直しの考え方などともにお示しし、ご審議をお願いするものです。併せて、下水道事業において将来的に予定している官

民連携の取組みなどもご紹介します。

委員の皆様には、学識者としての視点、生活者・事業者の視点からご審議くださいますようお願い申し上げます。

3 協議

(1) 下水道等使用料について

資料3により説明

(委員)

基本使用料を引き上げた場合の3案を示していただきましたが、使用料の他自治体との比較の表はありますが、基本使用料の鶴岡市の位置付けはどのようなものでしょうか。

(事務局)

資料17 ページの表の一番左に記載していますが、現状で100円上げて900円にすると酒田市と天童市に並び、200円上げて1,000円にするとこの2市を抜いて1位になるというようなところになります。

(事務局)

基本使用料を設定していない市もあり、13市のうち4市が基本使用料を設定している状況にあります。

(委員)

算定するに当たって20^mの使用量で計算していますが、この20^mは鶴岡市全体の平均使用量でしょうか。その算定基準の20はどこから来た数字なのでしょう。

(事務局)

一番標準的なところの使用水量20^mで計算しています。

(委員)

下水道を利用してる世帯の方が1ヶ月平均20^m使用していると捉えていいですか。

(事務局)

平均するとだいたいこの様な数値になると考えます。単身世帯ではおそらく20^mは使用していないと思われます。

(事務局)

20^mについての補足になりますが、毎年国が一定の条件で調査を行っており、その中で使用料については10^mと20^mでいくらになるかというのを全事業者から数字をあげることで、比較できるように一定の基準として設けられているものになります。この公表されている数字で同じ条件の中で単価を比べられるようにということになっているものを参考にして、このデータを作っています。

(委員)

これはあくまでも鶴岡市の平均的使用量ではなく、国からの指導ということで捉えていいのですか。

(事務局)

他市との比較ということになりますと、市ごとの事情によって色々平均の数字も変わってきますので、こういった統計資料を参考に数字を出しています。

(事務局)

補足になりますが、資料 14 ページの上に一般的な家庭が用いる水量ということで、1 か月あたりの水量として大人が 7 m³、子供が 6 m³としています。20 m³だと大人 2 人と子供 1 人の家庭に相当するイメージをしていただけると分かりやすいかと思います。大人 3 人で 21 m³、3 世代同居の大家族ですと 20 m³で収まるということはないと思いますが、大体 3 人家族くらいだと 20 m³くらいかなと思います。

(委員)

前回の審議会の議事録を見たところ、3 年か 5 年かというのはどうしてかということをお委員が聞かれていました。多分、令和 10 年度に概成が完了するのでそれを見越すと 5 年が妥当、という判断での算定量の仕組みの作り方で、5 年で計算されているのかと思ったのですが、それで間違いないでしょうか。

(事務局)

前回の質問では 5 年の根拠は何故かということで、国の指針で 3 年から 5 年と示されておりまして、これまで本市では 5 年で算定してきた経過があります。ただ、現在の社会情勢も経済情勢も目まぐるしく変わっていますので、5 年ということではなく、情勢に応じて 3 年にするか 4 年するか、その様なところも併せて今後検討して参りたいと考えております。現状では 5 年単位で見直しをかけているところがあります。そして令和 3 年度の審議会において、令和 7 年度までの使用料は改定しない、据え置きということで答申をいただいた経過があります。

(委員)

資料 9 ページの算定期間のところに使用料充当割合というのがあり、これが重要な指標になると思って聞いていました。今回については下水道事業の中の大きな要素を占めている公共下水道について着目するという話しかない。そうした場合に、この 1 から 3 までの案について、維持管理経費は 1、2、3 も 100%賄えるという話でした。資本費については、全体と公共下水道については述べていただきましたが、公共下水道について改めて教えていただきたい。

(事務局)

100 円を上げた場合、算定の最終年度、令和 11 年度の見込み数値になりますが、維持管理費 100%は満たします。資本費は本来 50%を目指すということにはなっていますが 46.0%となる見込みです。そして経費回収率は資料にもありますが 97%になります。200 円を上げた場合については、維持管理費はこれも 100%を満たします。資本費は若干上がりまして 48.6%、そして経費回収率は 99.2%となります。300 円の場合、維持管理費はこれも 100%、そして資本費は 51.2%です。そして経費回収率が 101.4%になります。

(会長)

もし他にご質問がなければ、事務局から提案されている 100 円、200 円、300 円についてどの方向性がいいのかということを含めたご意見をいただければと思います。

(事務局)

現在、資料では引き上げる案を示していますが、その前に引き上げるべきか、そうでないかの是非についての協議を先に行っていただき、仮に引き上げるべきとなった時にどの水準までか、お示しした三つの案について審議をお願いできればと思います。

(会長)

引き上げる方向で議論を進めるのか、まだ据え置くことが可能ではないか、というようにご意見もありましたら伺いしたいと思います。

(委員)

引き上げなければ、この差額は一般会計から充当されていくことになりますか。

(事務局)

そのとおりです。

(委員)

引き上げれば一般会計の繰入金が少なくなり、市の財政でいえば健全化になるということでしょうか。

(事務局)

その様に考えております。

(委員)

我々利用者からすれば、引き上げは避けてもらいたいのが本音です。しかしいろいろな局面を見ると避けて通れない、引き上げやむなしという線が強いと思うのですが、いかがでしょうか。

(会長)

他の委員の皆さんいかがでしょうか。

(委員)

私は個人的には引き上げやむなし。確認ですが、1ページの収益的収支の状況にある青の繰入金は基準内ですか。そして中段に、支出に対して収入が不足、一般会計からの繰入金で補填とありますが、これは基準外ですか。

(事務局)

不足する額については両方含んだ金額です。そしてグラフの青の繰入金のところは、繰入金を含まない収入の額、使用料収入です。

(委員)

単純に令和7年を見た場合、繰入金は幾らですか。このグラフを見た時に。

(事務局)

黒い点線が支出、青い棒線が収入、その差が下に棒グラフとなっています。

(委員)

その差額が棒グラフになるのですか。

(事務局)

そうです。

(委員)

二種類あるものですから。さっき5ページで説明した基準内と基準外とその割合なのかなという感じがしたのですが、単純にこの差額が下の青い線の繰入金ということですね。

(事務局)

令和6年度実績については12億6,800万円になります。

(委員)

これを見ていった時に、どうしても繰入金がこのままであれば増える予想ですよ。増えるということは当然使用者にすれば何でも値上がりというのは反対だと思うのですが、逆に使用していない方にすれば繰入金は税金なわけですので、やはり公平性を保つためには当然値上げはやむなしと思います。千何キロという管路施設があるわけですし、それが50年を経過して更新する場合、途方もない年数がかかるわけです。そのようなことも考えれば当然それなりの費用も必要であろうし、私個人的には月額ですと300円もやむなしと考えます。ただ利用者になればせいぜい上がって100円なのかなと。個人的には値上げの方に賛成です。

(会長)

その他の委員の皆さんどうでしょうか。

(委員)

第1回目の議事録を見ますと、資料10ページのところに使用料単価での試算ということで、使用料の充当割合、維持管理費100%で資本費が現行だと30.65%というような表現になっています。そうすると、目指すところは50%なんだろうけども、ここが低いと何ができないかという、内部留保資金の確保ができずに、管路の維持管理、そういったことができないというような表現になっていましたので、そういったことからすると、これは値上げをせざるをえないと判断しました。

(会長)

その他いかがでしょう。

(委員)

私も同じく値上げに賛成ですが、いくら値上げするにしても、なぜ値上げが必要なのか、市民の皆さんが分かるように丁寧な説明をきちんとした上で、というのがやっぱり大前提というか、大事だと思います。必要なことは皆さんから理解してもらえるようにすることだと考えます。

(会長)

多くの委員は、前回、今回の事務局からの説明を聞いて、このタイミングで値上げの方向を向くのがやむなしというようなことかと思いますが、その前提で議論を進めさせていただいてよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(会長)

それでは今日は第2回目の審議会ではありますが、値上げの幅について事務局から3案示して頂きましたが、そのうちのどれか、或いはまた別のものかというようなこともあり得るかもしれませんが、どれを選択していくのが今の時点でふさわしいかというようなところまで、議論を深められたらと考えています。そういう視点に立って、先ほどの説明に基づいて、いずれが適切かというようなご意見をいただけたらと思いますがいかがでしょう。

(委員)

今回は基本使用料だけを上げる3案でしたけども、例えば使用水量に応じての従

量使用料を上げると言う事は検討されたのでしょうか。

(事務局)

そこも含めて検討はしましたけれども、固定経費となる労務単価、資材費など、この部分の上昇というところを見ますと、やはり公平性の観点から使用水量に応じた部分ではなくて、またどこかの使用水量区分を対象に絞るということではなく、基本使用料を一律に改定して平等な負担を求めていくことが妥当ではないかということで、基本使用料のみの案をお示しさせていただきました。そして従量使用料につきましては今後、下水道の概成に伴って、先ほど資産維持費も含めてどのようにしていくか検討する段階で、従量使用料についても将来的に見直しの検討をしていかなければならないと認識しているところです。

(委員)

利用者負担という観点から考えれば、基本使用料だけじゃなくて従量部分も手を加えてもいいのかなというのは、私の意見なんですけれども。

(委員)

公平性のところの考え方を教えていただけたらと思っの質問ですが、基本使用料を上げる方が従量使用料を上げるよりも公平な理由の考え方が分からない。1人で暮らしていたら月300円、2人で暮らしても月300円、3人で暮らしても月300円だったら、公平ではないのではないかと思います、その辺の考え方を教えていただけないでしょうか。

(事務局)

公平の定義とは、難しいところであるんですが、この基本使用料が一律にすべての使用者に賦課されるという制度から鑑みますと、この従量使用料よりも基本使用料に賦課するのが事務局では妥当ではないかという判断に至ったものでございます。従量使用料になりますと、傾斜配分や逡増率なども含めて考えていく必要があるため、今の段階ではこの基本使用料の改定案に至った経緯がございます。

(委員)

計算するにあたって、基本使用料を増やしたほうがシンプルで分かりやすいということですか。

(事務局)

というところもあります。ただ従量使用料につきましては、先ほど説明した、資料16ページの右側に累進度というものがあります。これは使用料が逡増していく、いわゆる水量が多くなればなるほど高くなるものです。例えばもっとも低いところで1.13の都市があり、これを公平と言うかどうかはさておいて、少ない水量でも多い水量でもそれほど大きな差になりません。本市の場合は1.77ということで、1.13に比べれば使用水量が多くなるほど多く賦課される。こうしたところが適正かどうかという検討を次回の改定に見送らせていただきまして、公平性というところは、累進度も含めて考える必要があると考え、今回はすべての使用者に共通する基本使用料だけの改定をお示しするに至った経過があります。

(事務局)

今、説明した累進度というのは、いわゆる使用水量が多くなるほど単価も高くなる指標のことです。従量使用料のところでは、単身世帯の使用形態を含めて検討され対応していますので、この度は基本使用料を一律に改定する案を示しているものです。

(委員)

今回は基本使用料のところでのということですね。言葉のあやだと思わなければ、何かすごく抽象度が高い言葉で表現をしてくださっていて、それが多分私の理解している事と全く別の意味合いだったんだろうなと思いました。何か分かったようで分からないなと思ったんですけど、ここで追求することに時間をかける必要はないと思ったので、わかりましたという返事をさせていただきます。

(会長)

基本使用料の基本というのは何かというような事とも関連するんだと思います。世帯というのが一つの単位になっているという事と、若い世代の人にしたら個人がよりその単位としてはふさわしいのではないかというような考え方もあろうかと思えます。その二つを組み合わせたような使用料体系になっているということで、これを根本的に改定するという事はなかなか困難である。これまでの歴史的な経緯も含めてであるとも思われますので、今回、事務局の原案は、基本使用料の引き上げで対応するのが妥当という判断によるものと理解して頂けるといいのかなと思います。もちろん従量使用料も含めて両方から改定するというような考え方もできると思いますけど。久しぶりに値上げをせざるをえなくなっているというような状況、小幅な値上げだとおそらくあまり遠くない将来にまた検討しないといけなくなる可能性が高いというような判断から、5年先を見通したような改定が望ましいのでないかという原案になっていると思われそうですが、3案の中からどれかというふうに限られているわけではありませんが、事務局の方で提案されているのにはそれなりの根拠があり、先ほどから数値的な目標をどれがどの程度クリアしているか、というような基準も示されていますので、それらに基づいてご判断頂けるといいのかなとも思えます。

(委員)

資料14ページの表の見方なんですけど、100円、200円、300円上げると書いてあります。基本使用料プラス100円と書いてありながら、モデル1の単身世帯プラス1,200円となっています。先ほど来、800円が基準ではないのかと思って聞いていたのですが、この辺の見方というのはまた違うのでしょうか。

(事務局)

例えば第1案のところの説明しますと、基本使用料、金額の記載はありませんが、集排の場合は800円になりまして、プラス100円、そして影響額というのは年間の影響額でございます。基本使用料を月100円上げることで影響額はそれを12ヶ月で年間1,200円上がるというシミュレーションとなっています。同様に第2案についても、影響額は200円掛ける12ヶ月分で2,400円、第3案についても月額300円掛ける12ヶ月で3,600円という記載になっています。なお、これにつきましては税抜き金額ということでお示しさせていただいています。

(委員)

分かりました。

(会長)

先ほど委員から、公共下水道についての維持管理費、資本費の実現パーセントについて質問があって、その数字を補足していただきましたが、100%、50%というところを重要な目標に考えますと、第1案では少し足りない。第3案ではそれを上回る。第2案が一方は満たされるけど、一方は少し足りない、というような、計算上はそういう見通しになるということで、そういうことを根拠にして200円を中心にプラスマイナス100円の3案になっていると判断されますが、方向性を含めたご意見をいただくと非常にありがたいです。

(委員)

ちょっと矛盾した考え方なんですけども、確かに200円300円だと先ほどの指標からすると何となくクリアしていいかなと思ったのですが、影響額のところで私が注目しているのがモデル1の単身世帯、それからモデル2の夫婦2人世帯というところなんですけど、これからの鶴岡市の人口動態からすると2040年で高齢者がマックスで増えます。それから長寿命化ということで、一人暮らしの高齢者、夫婦で暮らす高齢者がすごく増えると思います。そしてそういった方々の生活環境を考えると年金暮らしということで、そう考えるとこの例えば第1案のモデル1単身世帯でプラス1,200円、年間ではありますけれども年金暮らしの方からすると大変だろうなと思います。そういったことから考えると、①②の中でどうしてもやっぱり10%を超えては難しいかなと思いますので、10%を超えない第1案というところがいいかなと思っています。

(会長)

これからの人口動態を考えると、単身世帯、2人世帯の増加が見込まれるのでということで。一方で子育て推進も問題になっておりまして、それを推進しようと思うと、家族が多いとそれだけ負担が大きくなるような、その使用量に基づく引き上げというのもブレーキになる可能性はあるのかなとも思ったりしますので、非常に難しい問題と思われまして。仮に第1案を採用した場合、次の改定せざるをえないタイミングというのはどのくらいで来そうかというようなことは事務局で推測できますか。

(事務局)

資料11ページに第1案というところでお示ししておりまして、100円とした場合にこのような収入見込みにはなるわけですが、次回の改定時にどの程度の上昇幅が見込まれるかというシミュレーションは現在のところまだ行っていない状況です。このペースの算定期間で行きますと令和11年度に使用料水準を検討し、令和12年度からの概成後の料金体系を検討していくわけですが、そこからの水準につきましては、目下シミュレーションを行っていない状況です。

(会長)

小刻みにやや頻繁に上げるか、ある程度の幅で上げておくか、という事の判断でもあるかなとも思われますが。

(委員)

下水道事業も公営企業の適用を受けるので独立採算が基本だと思います。そうすると、今100円だと来年かその先にまたマイナスになり、また100円上げなければならないというようなことになると思います。地方公営企業として行う事業は健全経営も必要だと思います。住民負担をある程度考えなければいけません。健全経営から見ると一般会計からの繰入金もある程度少なくしながら、やはり営業収益で経営するためには若干余裕を見た200円程度がいいと思います。

(会長)

消去法でいくわけではありませんが300円というのは大幅過ぎますか。14ページのシミュレーションからすると、年間の引き上げ率を考えると単身世帯の場合は相当な引き上げ幅になります。

(委員)

今の委員の発言は非常に重要だと思います。独立採算でやっていくのは原則なわけですので、それを目標にして考え方をまとめていくのは本当に重要なことだと思います。

います。それで私自身は第1案にちょっとこだわるんですけども、この第1案にしてもいずれまたという表現をされています。なので今回の改定が最終目標ではなく、もう1回改定があるんだということを目標に、大体いつ頃にどれくらいということを目安にしておいて、今回は途中の激変緩和だという考え方で100円なのか200円なのかを判断したらどうなのかなと思います。

(会長)

というようなご意見もいただきましたが、その場合、見通せるかどうかということですね。こう言ってたじゃないかというふうにならない見通しとともに、今回、まず100円上げるというような説明にならざるをえないのかな、と思うんですけどそれは可能ですか。

(事務局)

現状では先ほども申し上げたとおり、令和11年度までの5年間の試算でありまして、資料9ページの一番下に資産維持費の取り扱いということで書いておりますが、現状ではまだ整備が終わっていないところがあります。そして令和10年度の概成以後にはある程度資産の形、将来の更新計画というのが見えて参りますので、そうしたところが定まらないと、具体的な使用料水準が設定できない事情もあります。

(事務局)

補足ですが、先ほど委員が最終目標というような言葉も使っていらっしゃいましたが、下水道使用料について、これが最終的な到達点だというのはなかなか難しいだろうと思います。というのは人口も減って参りますし、今申し上げた通り、事業拡張期でまだ施設量も不確定の状態です。従って今回は令和11年度までの5年間で試算しているものであって、まずはそこが到達点で、そこにおいてしかるべき水準を維持するためには、いかなる水準がよろしいかということで判断していただいて、さらにその先の5年間を今度はどのくらいが適切かと、都度適正水準を判断し直していくものと考えております。

(会長)

令和11年を当面の到達点と見た場合の提案であるとのことでしたが、委員の皆様いかがでしょうか。

(委員)

事務局としてはそう言わざるをえないかなと思いましたが、一方で6ページのこの繰入金の推移がありますよね。これは今後の人口動態、それから使用量を含めての資金繰りの話だと思います。そういった意味である程度人口動態というのはほぼ決まっていますし、それから過去の事例で使用量も決まっています。ということからするとこのグラフの傾きをどうするかというところに来ていると思いますので、それは推し量れるのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

(会長)

事務局いかがでしょう。非常に難しい議論になると私は感じますが。

(委員)

11年の概成で、もう1回どれくらい必要なかと言われれば、100円でも200円でも300円でもいずれも同じような話になってしまうのかなと思います。

(会長)

額の問題もさることながら、また値上げかということの影響というのは無視でき

ないようにも感じます、一市民として。それに伴ってこの審議会は値上げについて決めることを担ってるわけですけども、色々なシミュレーションをしたりすることも含めると、ある程度の余裕みたいなものを前提に考えるというのもひとつの方策かなと思います。

(委員)

例えば基本使用料を 100 円引き上げる案が採用になった場合、目標に対して到達できないパーセンテージが出てきますよね。その赤字分は令和 12 年以降に載ってくるという考え方でよろしかったでしょうか。

(事務局)

繰入金をいただいて収支均衡の決算にする形にしており、赤字の部分がその次の年に被ってくるのではなく、あくまでも年単位の精算です。

(事務局)

基本使用料の上昇を 100 円にするのか 200 円にするのか 300 円にするのかによって、後年度にどう響いてくるかということと言うと、後年度どのくらいの経費が必要になるかは見通せないわけですが、仮に使用料をこれからも上げていかなければならない局面にあるとすると、今上げ幅を抑えればいずれ上げ幅を少し増やさなければならなくなるということは想定できます。あとは現時点で基本使用料が 100 円上げるか 200 円か 300 円上げるか、それによって一般会計からの繰り入れ、下水道を使っていない方からもいただいている税金を下水道事業に充てなければならないという状況、それをどれだけ抑えられるかという事になると思います。100 円上げるよりも 200 円上げた方が一般会計からの税金の投入を少なくできる。300 円入ればもっと少なくできるということは事実でありますので、その観点でもご議論頂ければと思います。

(会長)

諮問に対する回答は具体的でないといけないというところもありますので、上げ幅については絞っていかないといけないということではどうかと思いますが。

(委員)

ウォーター PPP でどのくらい効果が反映されてこの数字が出てきたか。ウォーター PPP でどのくらいのコスト削減になるのか、どういう試算でしょうか。

(事務局)

現在の包括的維持管理業務委託は来年度で 5 年目を迎えることになっておりまして、その削減効果は、管路施設では 5 年間で約 6,800 万円、処理施設では 4 年間で約 400 万円の業務委託料の縮減効果を見込んでいます。今後、ウォーター PPP、10 年長期契約にすればさらにその縮減効果は大きくなると考えています。

(委員)

100 円か 200 円かで今集約しているのだと思うんですが、経費回収率を 5 年で計算していて、例えばこれを 3 年回収に変えたとしてもすぐに数字は出てこないと話されていましたが、一方で年金を受給されているご家庭の事を考えると 100 円がいい、一方で、税金を払っている側からすれば正直 200 円か 300 円の方が私はいいなと思ってしまいます。そうなったときにあとは 5 年というスパンでいいのかどうかというところでしか考えようがないのかなと思ってしまいます。単純計算ですけど、令和 9 年で見ると公共下水道のこの経費回収率 97 になっていて、案 2 の令和 11 年と何となく近似値の数字があるなと思ったりすると、3 年くらいは 100 円でもできるのかなと。次の 3 年なり 5 年なりをまた見通す。令和 7 年まで使用料の金額が決まっ

ているので、令和10年だとPPPが始まり、概成が終わるタイミングなので、先の見通しが今よりも分かってくるのかなと思う。あとは値上げする期間を向こう5年ではなく向こう3年に縮めて、その間に多分年金の受給額も変更があるだろうし、という考え方もひとつの落としどころではないかと思います。

(会長)

先ほどから委員の皆さんの意見を聞き、次をどうするか、どのくらいの幅が頻繁だと感じるかというようなところも重要になってきているのだと思いますが、とっても難しい。個人によってやっぱり大分基準が違うんじゃないかなというふうに思われますので、どうかまだご発言のない委員の方からも、意見を聞かせていただけると。多数決で決める問題でもないと思われます。また値上げかというのは避けたほうがいいと個人的には思っていますけれども。その辺も含めてご意見いただければと思います。

(委員)

私もまたかというのはやはり市民目線としてはなかなか痛いところだと思います。今、ちょうど物価も上がっていて、色々な物の値段が上がってる最中ですので、そういう意味では受け入れられやすい時期なのかなと思っています。私は思い切って300円値上げでもいいのかなと。答申するにあたっての理由付けも必要になりますが、それも先ほど説明あったように資本の回収率が50%を超えますので、納得してもらえる理由もあるかと思っています。

(会長)

小刻みに行った方がいいということであれば、100円刻みで行う根拠というものもだんだん弱くなってくる。300円が大幅な値上げということならばそういう判断もあるかもしれない。100円の場合は事務局の説明を総合的に判断すると近い将来の見直しも考えられる。不確定要素が多いため、それを絶対的な根拠にしにくいところもある。資本費50%という基準についても今日詳しい説明を聞いたから理解できたが、果たしてこれが市民の皆さんに共通の目標として浸透するかというようなところもあると思う。とても難しい判断と思いますが、できれば今日値上げ幅も含めた方向性をこの審議会で取り決めて、次回、その答申案、理由、作文も含めての確認を最終的に年度末までに出来るようなスケジュールで進められたらと希望しておりますが、いかがでしょうか。

(委員)

今後の不安なことは先ほど出てきましたが、人口減少で水を使う人が減ってきて使用料が入ってこない。もう一つは設備の老朽化、これは全国、沖縄とか八潮でも起きていますが、明日は我が身だと思いますので、この辺の設備の故障監視みたいなことが何かできないかと思っています。人口減少は止めようもないので、使用料は値上げせざるを得ないかなという感想です。

(委員)

私としてはプラスになる境目の200円が一番いいのかなと思っています。もっと不安なのはPPP、共同企業体を実際にやってくれる会社はあるのか。そこがいなくなると根本から崩れてしまうのかなという気がしています。10年単位という長い契約だと実際契約する会社もすごい大変だと、その辺、どういうものなのか心配があります。

(事務局)

その点はこちらでも心配してまして、令和6年度に導入可能性調査を広く実施

しており、可能であるという判断に至っているところです。

(会長)

皆さんの意見を集約するというのはなかなか難しいわけですが、改めて100円引き上げが望ましい委員の方はもう一度ご発言いただけないでしょうか。300円を押す方はおそらくおられない。

(委員)

私は300円です。

(会長)

それは目標値両方をクリアするような値上げが望ましいだろうというような判断ですね。

(委員)

この三つから選ぶということからすると、私は1案の100円ではなくて2案の200円値上げに変えたいと思います。その理由としては、やはりこれだけじゃなくて諸物価も高騰していますし、確かに上げる環境なのかなと思います。市の公共施設の関係はどうかわかりませんが、下げる、現状維持ではなくて、やはり上げる方向だと思います。そうした場合に、これだけじゃなくて複合的に上げるっていう要素の中で、なるべく値上げ幅は少ない方がいい。そしてこの2案であれば、モデル1からモデル4まで10%台で収まりますので、そこだったら納得感を得られるかなと思います。ただ、これでも資本費の50%は充足できませんので、やはりこれもいずれは値上げをせざるをえない話で、値上げしなければ公費の持ち出しをしなくてはなりません。そうした場合にはこれからの設備投資費、維持管理費というものが増え、また期間的にも長期にわたると思いますので、まず今のところを短期的視点に立って私自身は第2案でいいかなと思っています。

(会長)

300円でなければならないというようなご意見の方はおられますか。

(委員)

私も先ほど300円と話したんですが、資本費が50%になる金額で例えば230何円とか、その様な形では事務的には負担になりますか。それだと説明がつくと思うのですが。

(事務局)

100円単位にこだわる必要はありませんので、例えばその間を取るとかというのも、場合によってはあるかもしれません。ただその資料を用意しておりませんので、今の既存の資料から大体の水準を類推していただければと思います。

(委員)

私が300円と言ったのは貯金というつもりでもいいのかなと。市民に対する説明とか、根拠というところではそういったやり方もあるのかなと思いました。

(会長)

小刻みとする場合は、やはりその段階的な見通しも含めて表明するほうが市民の皆さんには伝わりやすいのかなと私は思ったりもします。この時点で5年を見通して一番小幅な値上げ幅で、かつ、安全性も見越して考えた場合にどうかというような説明になるのかなと思いますが。そうなるこの3案の中からだと、皆さんの意見を平均するわけではないですけども、200円の値上げ幅で提案するというのが

今の時点のこの委員会としては、落ち着くところなのかなとも感じてきたところで、どなたか何かご意見があれば発言をお願いします。100円が値上げとしてはいいだろうというような提案から始まって、いや300円上げて若干余裕を持たせた方がいいのでは、というようなご意見もあり、かなり幅があるというようなことが皆さんもご理解いただけたかと思います。かといって真ん中をとるわけではありませんが、このたびの値上げは200円引き上げる案というのを採用して答申するということに落ち着けるのが一番よろしいのかなと感じているところです。どなたかご意見がありましたら、出していただければと思います。

(委員)

この前の値上げが平成28年ではなかったですか。その時にはどれくらい上がったのでしょうか。

(事務局)

旧鶴岡市に合わせて全市町の使用料を統一したということですので、料金体系が変わったというところではございません。

(会長)

平成28年の4月1日に鶴岡市全域で鶴岡地域の単価に統一したので、その他の地域では値上がりしたところがある、ということかと思います。だから、相当長い間値上げというのはしていないという理解でよろしいですね。

(委員)

今、令和7年度なので、平成28年からだと10年以上は経っています。その間値上げしなかったもので、また10年後上げるようにという考え方からすれば300円でもいいかなとは思いますが、やはり家計としてはできるだけ少ない方がいいという思いで聞いておりました。

(会長)

先ほど少しお示しましたが、皆さんのご意見を総合して、若干平均化するような形で、今回の値上げ幅は200円という案を採用してはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

(委員)

先ほど委員の発言にあったように、250円とかその端数を入れて資本費50%までいくというのはいかがでしょう。

(会長)

他の委員の皆さん、どうですか。

(委員)

10円単位にすると小刻みであることは確かなんですが、これから市民、その前には使用料の値上げですので市議会を通すわけです。そうした場合は、このような根拠に基づいて資本費はここまで上がる、ということでやると非常に分かりやすくいいと思う。例えば250円にした場合に限りなく50%に近づくのであれば、その方がいいと思います。

(会長)

という意見もございしますが、根拠となる資本費50%について説得力を持って説明

できるかということも関係するかと思う。資本費 50%という基準を答申の中で市民にも伝わるように説得力のある説明ができるかというところが気になる。それを根拠にして、端数がおそらく出る、そこがポイントになる。それをやっていくということであれば次の基準も同じような根拠で値上げ幅を決めていくことに繋がっていく。今の提案は若干曖昧なところがあって、それに近づけるためには切りのいいところでは今回は 200 円だろうと、というところに来てるとは質的に違うと思う。

(委員)

資本費というのが話題になっていますが、赤字の場合の一般会計からの繰り入れは下水道だけで、同じ公営企業でも上水道は赤字でも一般会計からの繰り入れはないですね。

(事務局)

鶴岡市の上水道事業に関しては、総務省の繰り出し基準に定める、いわゆる一般会計が負担すべき繰り出しはあります。

(委員)

いくらくらいですか。

(事務局)

3,000 万円くらいです。

(委員)

桁が全然違う。下水道の場合、赤字の部分を一般会計からの補填で補うというのを市民はあまり知らないと思う。上水道の場合は赤字になった場合でも一般会計から 3,000 万円くらいしかこないの、極端に言うとは全部水道料金の方に被っていくわけです。合併して、統一して、ある程度経営の効率化をしている中で、下水道だけが今まである程度恵まれた世界にいたので、私は 300 円上げて一般会計からの繰出金をなるべく少なくしたほうがいい。上水道とのバランスもあると思うので、私はそう考えます。

(事務局)

事務局として責任を持って 100 円、200 円、300 円という数字をお示ししております。維持管理費 100%、資本費 50%、これは目指すべき水準として持っているわけですが、仮に 200 円上げた場合、公共下水道事業だけで見ますと、維持管理費は当然 100%を満たし、資本費は 48.6%ということで我々としてはまず目指すべき 50%に近い数字であろうと思っています。一方 300 円上げますと、これが 51.6%に上がります。目指すべき基準に必ず合っていなければならないとすると、先ほどの会長がおっしゃったとおり、これからもそれだけが基準になってやっていくということになるんでしょうけれども、事務局としては今までの皆様のご議論を見ますと、200 円上げる案で次回の審議会に少し理由を整理したもので上げさせていただくのはいかがかと思ったところです。

(会長)

今日の皆さんの熱心な議論を総合しますと、あくまでもやはり維持管理費 100%、公共下水道に関する資本費が 50%というのは目標だということなので、それに一番近くて値上げ幅が少ないというようなところが着地点ということで総合的には判断することができるのではないかと考えます。あとは市民の皆さんに説得する文章、説明ができるのかということかと思えます。200 円も上げるのか、という方がおられることは間違いありませんので、もし皆さんに納得いただけるのであれば

ば、次回の第3回の委員会に、200円の引き上げを採用する答申案をお示しして、その時点で再度確認、議論をいただければと考えますがいかがでしょうか。

(委員)
賛成

(会長)
今日は本当に熱心な本音の議論をいただきましてありがとうございました。これを審議会として答申案に適切に反映して、それが結果的に市民の皆さんに伝わることが大切かと思えます。もちろん市議会を通過しないといけないのだと思いますが、その様な段取りで進めさせていただきたいと思えます。

(2) その他
(事務局)
なし

(委員)
なし

4 その他
(事務局)
今後の予定等について説明

(委員)
なし

5 閉会